時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千八百三十六號
明治廿三年十一月十二日水曜日(丁酉)
舊曆庚寅十月朔日
日出午前六時十五分 日入午後四時三十五分
月出午前五時三十二分 月入午後四時三十一分
滿潮午前六時四分 午後五時十七分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年同金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

生絲賣るべし

米國銀貨案の實行に影響せられて爲替相場の騰貴したるが爲め歟または機業社會の景況これをして然らしむるもの歟本年の生絲は賣行兎角捗々しからずして現に横濱に堆積せるもの殆んど三萬梱に及びたりと云ふ左らぬだに貿易の輸出入は不平均にして輸入の超過すること甚だしと聞ゆる上に米の豊作により地方の購買力は追々上進して舶來品の需要漸く盛んなりと云へば前途の輸入超過は遂に何程にまで達すべきや我輩は世人と共に竊に懸念措く能はざる折柄輸出品の第一位たる生絲にして市場の手合はせ寂寞として振はず恰も休業同樣の有樣なりとは國の經濟の爲め誠に由々しき大事のみか生絲商人の私に於ても日本銀行の金融策に扶けられて纔に重きを持するもの〻斯る市況にては前途の成行を考察して其進退を定むることそ肝要なるべし元來生絲商人は何を目當として持重するものなるや買方より手出しすると賣方より手出しするとは後の懸引上に主客の勢を分つ所以にしてツマリ手出しする者の弱みあれば商略を專一として賣惜むも亦故なきに非ざれども是れは誠に單純なる場合に處することにして殘然みの筆法を守ればとて必ずしも絲價の騰貴すべきにあらず又先年横濱在荷の堆積したる折ふし人々の心配容易ならざりしかども十月の末十一月に至りて始めて活潑なる手合せを見るに至りし事もあれば今年も亦同樣ならん歟とて前例を推す者もある由なれども右の如きは漠々たる空頼にして商人の言にあらず是れまで銀行の金策により持重の兵粮を得たるは商人の仕合せにして其間賣るべきに賣り止まる可きに止まる所謂商賣上の懸引に至りては都て商人の方寸に在るのみ金融の暫時切迫せざるを恃んで時節後れの失敗を取るに於ては自家の損害不面目と共に延いて責を銀行に迄も及ぼすべし得策に非ざるなり扨然らば如何に進退を決すべきやと云ふに實を申せば既に早く歐米に於ける機業社會の狀況を探り買方の果して進むべきや否やを吟味するこそ正當の順序なれども近時爲替相場の動搖に眩して營業家も此邊の工風に力及ばざりし樣子なれば今更これを云々するも更に其甲斐ある可らず差向き目前に横はりたる事實の報道に照して思ひ見るに第一に機業の期節あり其期節の間に合せて恰も彼の需要に投せんとすれば本月中に始末せざる可らざる事にして一たび之に後る〻ときは是非とも來年三月頃までは持越さゞるを得ず爲めに假令へ新絲を造るの資本に欠ることなしとするも其間据置の損毛は果して幾千なるべきや幸ひ持越の後に於て充分の價格を騰上せしむれば即ち妙なりと雖も六七月頃に至れば新絲の荷出もある可し一日を持越せば一日の切迫を増す譯にして來年の三月頃に至ては最早その極度にまで達す可けれ決して生絲商人が悠々として懸引を爭ふの餘地なかるべし今日迄は絲價下落と云ふと雖も猶ほ能く團結して價を爭ひしことなれば之を投賣するにも亦團結の力を借るに足るべし一旦持越して來年に至るときは窮迫の餘我先きにと抜駈して廉賣は濫賣と變じ其値段の下落殆んど知る可らず持越の效能は見えずして唯不利の形たる可きのみ且つ又近着の報道によれば米國にて絲の價は再び低落したりと云ひ全體の商況すべて金融の逼迫に苦しむとの事なるが故に現今の所にては一日〱に遷延して絲價の恢復を望むも到底覺束なきことなるべし否遷延こそ寧ろ下落を招くべきのみにして今日の値段ならば先づ例年に比して左まで甚だしき下落と云ふにも非ざれば此際團結の力を利して早く賣渡を實行せんことを我輩が國の經濟の爲め又生絲商人の爲め敢て勸告するものなり世間或は痛く今日の絲況に驚き銀行をして利子を引上げしめ投賣の止む可らざる場合に立到らしめんとの考案を策する者あれども斯ては折角の團結力を無にする次第にして性急に過ぎたる非常手段なるのみか本來金融策の主意にも反くことなれば生絲商人たる者は能く時機を察し警敏の覺悟をなして自他の苦心を一掃せんこと甚だ肝要なるべきなり

官報

朕印紙類賣下賣捌規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿三年十一月十日 大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百七十一號

印紙類賣下賣捌規則

第一條 此規則ニ依リ賣下又ハ賣捌ヲ爲スヘキ印紙類ハ左ノ如シ
證券印紙(手形用紙共)
烟草印紙
訴訟用印紙
賣藥印紙
登記印紙

第二條 各府縣ニ左ノ印紙類賣捌人ヲ置ク
元賣捌人
府縣廳ヨリ印紙類ヲ拂受ケ之ヲ其管內ニ於ケル賣捌人ニ賣渡スモノトス
賣捌人
元賣捌人ヨリ印紙類ヲ買受ケ之ヲ各需用者ニ賣捌クモノトス

第三條 賣捌人ハ左ノ順序ニ從ヒ之ヲ許可スヘシ但本條第三ニ該當スル者ハ三箇年以內ノ期限ヲ定メ許可スルモノトス
一 陸海軍人其他公務ノ爲メニ受ケタル傷痍又ハ疾病ヲ以テ法律ニ依リ恩給ヲ受クル者
二 法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者
三 一般ノ人民

第四條 印紙類賣捌ヲ爲サントスル者ハ府縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

第五條 烟草營業人若クハ其家族又ハ同居ノ者ニハ烟草印紙、賣藥營業者賣藥行商者ハ其家族又ハ同居ノモノニハ賣藥印紙ノ元賣捌及ヒ賣捌ヲ許可セス

第六條 印紙類ノ賣下ハ其額面ニ對シ百分ノ七以內ノ割引ヲ爲スヘシ

第七條 印紙類ハ其代金納付ノ上之ヲ下渡スヘシ
印紙類ノ賣下代金一回二千圓以上ハ公債證書ヲ抵當ト爲シ六箇月以內ノ延納ヲ許スコトヲ得

第八條 元賣捌人及賣捌人ハ左ノ場合ニ於テ印紙類額面ニ對シ百分ノ十以內ノ割引ヲ以テ交換又ハ買戻ヲ請求スルコトヲ得但交換印紙ハ十錢以上取纏メタルモノニ限ル
一 印紙類損傷又ハ汚染シタルトキ
一 印紙不用ニ歸シタルトキ

第九條 印紙類賣捌ノ許可ヲ得タル者左ノ事項ニ該ルトキハ其効ヲ失フモノトス
一 恩給若クハ扶助料ヲ受クル者其權利消滅若ハ停止セラレタルトキ
一 管轄區域外ニ移住スルトキ

第十條 印紙類ハ許可ヲ得タル場所ノ外ニ於テ賣捌クコトヲ得ス
印紙類ハ定價ヲ以テ需用者ニ賣捌クヘシ
前二項ノ規定ニ違フ者ハ印紙賣捌ノ許可ヲ取消スモノトス

第十一條 元賣捌人及賣捌人ノ配置並ニ第六條第八條ノ割引步合其他此規則ニ關スル施行細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

附則

第十二條 此規則ハ府縣知事地方ノ實況ヲ量リ大藏大臣ノ認可ヲ經テ明治二十四年一月一日ヨリ漸次之ヲ施行スヘシ

第十三條 此規則中印紙類ノ割引ニ關スル條項ハ此規則ノ施行ニ拘ラス來ル明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

第十四條 明治十九年六月大藏省令第二十一號ハ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

第十五條 此規則ハ北海道沖繩縣及東京府管轄小笠原島伊豆七島ニハ之ヲ施行セス

朕工兵方面條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿三年十一月十日 陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百七十二號

工兵方面條例中左ノ通改正ス

第二條 工兵方面ハ第一方面第二方面第三方面トス第一方面ハ本署ヲ東京ニ置キ第一、第二師管及北海道ヲ管轄シ第二方面ハ本署ヲ大坂ニ置キ第三、第四師管ヲ管轄シ第三方面ハ本署ヲ下ノ關ニ置キ第五、第六師管ヲ管轄ス
各管內要塞司令部及重要ノ砲臺所在地ニハ支署ヲ置ク但支署ヲ設置スルトキハ陸軍大臣之ヲ告示ス

第三條中支署員「工兵大中少尉」ヲ「工兵大中尉」ニ改ム

第五條中工兵監護ノ下ヘ「砲臺監守」ノ四字ヲ加フ

第六條中「其責ニ任ス」ヲ「其責ニ任シ且ツ管內要塞ノ防務ニ參與ス」ニ改ム

第八條中「事務ヲ分擔ス」ヲ「事務ヲ分擔シ所轄要塞司令官ノ命ヲ受ケ其防務ニ參與ス」ニ改ム

第十四條ノ次ニ左ノ附則ヲ追加ス

附則

第十五條 第三方面ハ追テ設置スルモノトス其之ヲ設置スルトキハ陸軍大臣之ヲ告示スヘシ

第十六條 第三方面設置ニ至ルマテ第一第二第三師管及北海道ヲ第一方面ノ管轄トシ第四第五第六師管ヲ第二方面ノ管轄トス

第十七條 第三方面設置ニ至ルマテ第二方面本署ニ軍吏一名ヲ增置スルコトヲ得

第十八條 特種ノ技術ニ從事セシムル爲メ當分各方面本署ニ技師一名ヲ置クコトヲ得

第十九條 工兵監護ハ當分工兵曹長ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

勅令第二百七十二號參照

勅令第九十四號工兵方面條例(明治二十二年七月十三日官報)抄錄

第二條 工兵方面ハ之ヲ分テ二トス第一方面ハ本署ヲ東京ニ置キ第一第二第三ノ師管及北海道ヲ管轄シ第二方面ハ本署ヲ大坂ニ置キ第四第五第六師管ヲ管轄ス
各管內及要塞及重要ノ砲臺ニハ支署ヲ置ク但支署ヲ設置スルトキハ陸軍大臣之ヲ告示スヘシ

第三條 工兵方面ニ左ノ職員ヲ置ク

本署
提理 工兵大中佐一人
副提理 工兵少佐一人
署員 工兵大中尉四人
軍吏 一人

支署
支署長 工兵少佐或ハ工兵大中尉一人
署員 工兵大中少尉一人若クハ二人
軍吏 一人

第五條 第三條ニ揭クル職員ノ外本支署ニ工兵上等監護工兵監護技手及軍吏部書記若干人ヲ置ク

第六條 提理ハ陸軍大臣ニ隷シ方面ノ事務ヲ總理シ管轄ノ事務ニ於テハ其責ニ任ス

第八條 支署長ハ提理ニ隷シ要塞砲臺ニ在テ工兵方面ノ事務ヲ分擔ス

雜報

○株式市況恢復の機未だ至らず 諸株式の不振も最早云ひ厭きたる程にて近來は殆んど見向くものもなく市況は益々衰運を顯す一方なれども其然る所以はと尋ぬれば之れを思ひ當る程の事實になし目下市場にて賣買する株式中には或は前
其成立事業共に確實に
決して少しとせずして而し
漫なり之を着實なる商
以て見るも金儲けに斯
思はれざるに市況は矢
なしと云ふ有樣は如何に
の考なきか投機の人種は
市場を外目に見たる人の
恭靡する筈なし不振の理
して聞さんと株式通らし
ずしも高尚なる經濟書を
にも及ばず極簡單なる譯
然たるべし見よ考課狀出
何れの會社も大株主と云
一物の貧乏人にはあらざ
不釣合の株式を背負込み
ず左れど其處が身代不相
〱の損毛を爲す譯にも
今迄持堪へ少しく相場の
り幾度か景氣恢復の端を
〻より此邊にて買込めば
も賣崩しが恐ろしさに押
は今に振はざるものなら
直ることありても此の大
況挽回も到底覺束なかる
に市場の盛衰を投機者の
と共言或は今の實際に近

○鹿鳴館の慈善會 はい
五日迄都合三日間開設す
り午後五時迄との定めあ
もあり旁々にて午後一時
理に割高の品物を買付け
さしむる樣の弊ありて自
今度は賣付主義を斷然廢
館內に設くる店の各區受
いふ

一區 山縣伯爵夫人 樺山子爵夫人 山尾子爵夫人
二區 一條公爵夫人 岩崎正四位夫人 近衞公爵夫人
三區 毛利公爵夫人 蜂須賀侯爵夫人 前田侯爵夫人

○神祇官再興の上奏 今回
王殿下は曾て神道總裁の職
以前より神祇官再興の必要
事もありしが尚ほ近日參殿
答ありしと

○加入せざる人の電話
話の試驗を許してより加入
呼吸を覺え來れど未だ卒業
り且つ其後續々加入の申込
びに至らざる由なれば交換
心得にて相變らず話方の稀
ざる人が京橋市中最寄の電
けあり)に至り五分時間五